

陳述書の提出等について（注意）

○競売物件の入札をするには、入札書とともに、陳述書の提出が必要となりました。

○入札ごとに陳述書が提出されなければ、入札は無効となります。

○陳述書は、以下のとおり個人用、法人用などの種類があるので該当するものを使用してください。

○陳述書の記入・押印・提出は、陳述書下部の「注意」をよく読んで行ってください。

○陳述書の記載や添付書類に不備があると、入札が無効となることがあります。※特に個人・役員名のフリガナもれに御注意ください。

○陳述書の用紙は、執行官室において入手可能です。

※該当する□にチェックを入れてください

陳述書 (買受申出人(個人) 本人用)			
大阪地方裁判所執行官 殿			
事件番号	☐ 平成 ☐ 令和	年()第 号	物件番号
私は、暴力団員等ではありません。			
私は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。			
☐	自己の計算において私に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。(注意書9参照) この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。		
(陳述書作成日) 令和 年 月 日			
買受申出人(個人) 本人	住 所	〒 -	
	(フリガナ)		
	氏 名	(印)	
	性 別	☐ 男性 ☐ 女性	
	生年月日	☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 西暦 年 月 日	

注 意

- 陳述書は、一括売却される物件を除き、物件ごとに別の用紙を用いてください(鉛筆書き不可)。
- 事件番号及び物件番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。事件番号及び物件番号の記載が不十分な場合、入札が無効となる場合があります。
- 本用紙は、買受申出人が個人の場合のもので、法人の場合は、法人用の用紙を用いてください。また、買受申出人に法定代理人がある場合(未成年者の親権者など)は、買受申出人(個人) 法定代理人用の用紙を用いてください。
- 共同入札の場合には、入札者ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
- 「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。
- 陳述書は、氏名、住所、生年月日及び性別を証明する文書(住民票等)を添付して、必ず入札書とともに提出してください。提出がない場合、入札が無効となります。
- 氏名、住所、生年月日及び性別は、それらを証明する文書のとおり、正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 買受申出人が宅地建物取引業者の場合には、その免許証の写しを提出してください。
- 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者(買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。)がある場合は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
- 提出後の陳述書及び添付書類(別紙を含む)の訂正や追完はできません。
- 虚偽の陳述をした場合には、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処せられることがあります(民事執行法213条)。

※該当する□にチェックを入れてください

陳述書 (買受申出人(法人) 代表者用)			
大阪地方裁判所執行官 殿			
事件番号	☐ 平成 ☐ 令和	年()第 号	物件番号
当法人は、暴力団員等が役員である法人ではありません。			
当法人は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。			
☐	自己の計算において当法人に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。(注意書9参照) この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。		
(陳述書作成日) 令和 年 月 日			
買受申出人(法人) 代表者	法人の所在地	〒 -	
	法人の名称		
	代表者氏名	(印)	
	役 員	別紙「買受申出人(法人)の役員に関する事項」のとおり	

注 意

- 陳述書は、一括売却される物件を除き、物件ごとに別の用紙を用いてください(鉛筆書き不可)。
- 事件番号及び物件番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。
- 事件番号及び物件番号の記載が不十分な場合、入札が無効となる場合があります。
- 本用紙は、買受申出人が法人の場合のもので、個人の場合は、個人用の用紙を用いてください。
- 共同入札の場合には、入札者ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
- 「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。
- 陳述書は、必ず入札書とともに提出してください。提出がない場合、入札が無効となります。
- 所在地、名称及び代表者氏名は、資格証明書(代表者事項証明、全部事項証明等)のとおり、正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 買受申出人が宅地建物取引業者の場合には、その免許証の写しを提出してください。
- 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者(買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。)がある場合は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
- 提出後の陳述書及び添付書類(別紙を含む)の訂正や追完はできません。
- 虚偽の陳述をした場合には、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処せられることがあります(民事執行法213条)。

(別紙)

※該当する□にチェックを入れてください

買受申出人(法人)の役員に関する事項			
1 代表者	住 所	〒 -	
	(フリガナ)		
	氏 名		
	性 別	☐ 男性 ☐ 女性	
	生年月日	☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 西暦 年 月 日	
2	住 所	〒 -	
	(フリガナ)		
	氏 名		
	性 別	☐ 男性 ☐ 女性	
	生年月日	☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 西暦 年 月 日	
3	住 所	〒 -	
	(フリガナ)		
	氏 名		
	性 別	☐ 男性 ☐ 女性	
	生年月日	☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 西暦 年 月 日	
4	住 所	〒 -	
	(フリガナ)		
	氏 名		
	性 別	☐ 男性 ☐ 女性	
	生年月日	☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 西暦 年 月 日	

注 意

- 買受申出人が法人の場合は、本書面の提出が必要です。提出がない場合、入札が無効となります。
- 役員全員(代表者を含む)の氏名、住所、生年月日及び性別を正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 役員の氏名、住所、生年月日及び性別などを証明する文書(住民票等)の添付は不要です。
- 役員が5人以上の場合は、本用紙を複数枚用いてください。
- 提出後の本書面の訂正や追完はできません。

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 8 月 12 日

大阪地方裁判所第 14 民事部

裁判所書記官 廣 瀬 佳 奈

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 8 月 28 日 午前 9 時 00 分から 令和 8 年 9 月 4 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日 場 所	令和 8 年 9 月 11 日 午前 9 時 30 分 大阪地方裁判所執行部等合同庁舎 3 階開札場
売却決定 期日 場 所	令和 8 年 9 月 29 日 午前 10 時 00 分 大阪地方裁判所第 14 民事部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによります。 (1) 当部の当座預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 33 条)	☆印を付した物件は農地です。権限を有する行政庁が交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を要しない者に限り, 買受けを申し出ることができます。
一般の閲覧に供するため, 令和 8 年 8 月 12 日午前 9 時から入札期間最終日午後 4 時 30 分まで物件明細書, 現況調査報告書及び評価書の各写しを大阪地方裁判所執行部等合同庁舎 3 階物件明細閲覧室に備え置きます。	

物 件 目 録

1 (一棟の建物の表示)

所 在 大阪市西淀川区佃一丁目1番地1

建物の名称 キングマンション千船式番館

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 佃一丁目1番1の2の1509

建物の名称 2の1509

種 類 居宅

構 造 鉄筋コンクリート造1階建

床 面 積 15階部分 59.97平方メートル

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 大阪市西淀川区佃一丁目1番1

地 目 宅地

地 積 14826.58平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 3671641分の6300



物 件 明 細 書

令和 8 年 7 月 1 0 日

大阪地方裁判所第 1 4 民事部

裁判所書記官 廣 瀬 佳 奈

1 不動産の表示

【物件番号 1】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 1】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号 1】

管理費等の滞納あり。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」もご覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」をご覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

1 (一棟の建物の表示)

所 在 大阪市西淀川区佃一丁目1番地1

建物の名称 キングマンション千船式番館

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 佃一丁目1番1の2の1509

建物の名称 2の1509

種 類 居宅

構 造 鉄筋コンクリート造1階建

床 面 積 15階部分 59.97平方メートル

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 大阪市西淀川区佃一丁目1番1

地 目 宅地

地 積 14826.58平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 3671641分の6300



令和8年(ヌ)第 45号
令和8年 3月23日受理
令和8年 8月 6日提出
8.6.-2

現況調査報告書

大阪地方裁判所

執行官 松岡良樹

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 (一棟の建物の表示)

所 在 大阪市西淀川区佃一丁目 1 番地 1

建物の名称 キングマンション千船式番館

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 佃一丁目 1 番 1 の 2 の 1509

建物の名称 2 の 1509

種 類 居宅

構 造 鉄筋コンクリート造 1 階建

床 面 積 15 階部分 59.97 平方メートル

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 大阪市西淀川区佃一丁目 1 番 1

地 目 宅地

地 積 14826.58 平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 3671641 分の 6300



不動産の表示	「物件目録」のとおり	
住居表示	大阪市西淀川区佃1丁目1-74-1509 キングマンション千船式番館	
建 物	物件1	
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる (☐ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：	
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある 種類： 構造： 床面積：	
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を住居（空き家）として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
管理費等の状況	☒ 下記のとおり 管理費 9,600円 修繕積立金 11,510円	令和8年2月28日現在 ☐ 滞納はない ☒ 滞納がある 平成27年2月分～令和7年4月分 計2,342,660円 ☐ 不明
管理費等照会先	近鉄住宅管理株式会社	
その他の事項	「その他の事項」のとおり	
敷 地 権	符号1	
現況地目	☒ 宅地（符号1） ☐ 公衆用道路（符号 ） ☐ （符号 ）	
形 状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☒ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐	
敷地権の種類	☒ 所有権（符号1） ☐ 地上権（符号 ） ☐ 賃借権（符号 ） ☐ （符号 ）	
その他の事項	「その他の事項」のとおり	
執行官保管の仮 処 分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 支部 平成 年（ ）第 号 [保管開始日 平成 年 月 日	
敷地権以外の土地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）	
土地建物の位置関係	☒ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

その他の事項

1 表札等の表示

- (1) 表札表示 なし
- (2) 郵便受け表示 なし

2 敷地権の目的たる土地（符号1）の現況について

- (1) 敷地権の目的たる土地（符号1）の形状及び地積は、概ね地積測量図（残置計）のとおりであると思われるが、正確には専門家による測量を要する。
- (2) 敷地権の目的たる土地（符号1）は目的建物の所在するマンション「キングマンション千船」の壱番館、弐番館、参番館、四番館及び付帯施設の敷地となっている。
- (3) 敷地権の目的たる土地（符号1）の接面道路は、建築基準法上の道路である。
- (4) 建物図面（各階平面図）記載のとおり符号1土地上に電柱が設置されている。

3 目的建物の現況について

- (1) 目的建物の形状は間取略図のとおり。
- (2) 目的建物内部の状況は別紙添付写真のとおり。
- (3) 天井部分には、小屋根裏収納が存在した。
- (4) 目的建物内は以下の理由で空き家と思料される。
 - ア 目的建物内には動産が全く存在しなかったこと。
 - イ ポストに大量の郵便物が溜まっていたこと。
- (5) 目的建物内部はリフォームがされていると思料されるが、小屋根裏収納については経年相当の劣化、損耗が認められる。

4 その他の状況について

当職は、令和8年4月6日、所有者宛に照会書等の文書を送付したが、同人からは回答がない。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(3枚目)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■マンション管理会社	令和8年2月28日現在の所有者の管理費等の滞納状況は、管理費が113万2800円、修繕積立金が120万9860円となっています。
■梅田市税事務所担当者	目的建物の課税対象床面積と登記上面積が異なっているのは、共用部分を含んで課税しているためです。 目的建物の課税証明書において「外12棟」とあるのは、車庫3個、集塵庫、ポンプ室、管理人室4個、集会室、託児室、居宅のことです。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(4枚目)

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
8年3月26日 17:15-17:20	大阪市役所	道路等調査
8年4月3日 18:10-18:15	中之島図書館	物件等調査
8年4月6日	執行官室	所有者宛照会書送付(回答なし) ライフライン調査(回答あり) 管理会社照会(回答あり)
8年4月6日 11:00-11:10	物件所在地	物件および占有調査、照会書投函(回答なし)
8年4月10日 15:00-15:05	大阪法務局北出張所	公図等調査
8年4月13日 10:25-11:10	物件所在地	立入調査(評価人帯同)概測、写真撮影
8年4月21日 13:35-13:55	梅田市税事務所	課税等調査
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☒ 令和8年4月13日 目的物件は不在で施錠されていたので、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(5枚目)

登記年月日 平成13年4月3日

238949 各階平面図

建物図面 各階平面図

収容番号 第1丁目1番10
201509

建物の所在 大阪市西淀川区細江1丁目1番地1

1.5.4-3

区分した建物
建物の番号
201509
建物の存する部分
15階部分



A 4 判に縮小

(←写真撮影場所・方向)

求積表

5.80 x 10.34 = 59.9720
所屬額 59.87㎡

(←写真撮影場所・方向)

電柱

作成者

縮尺

1/250

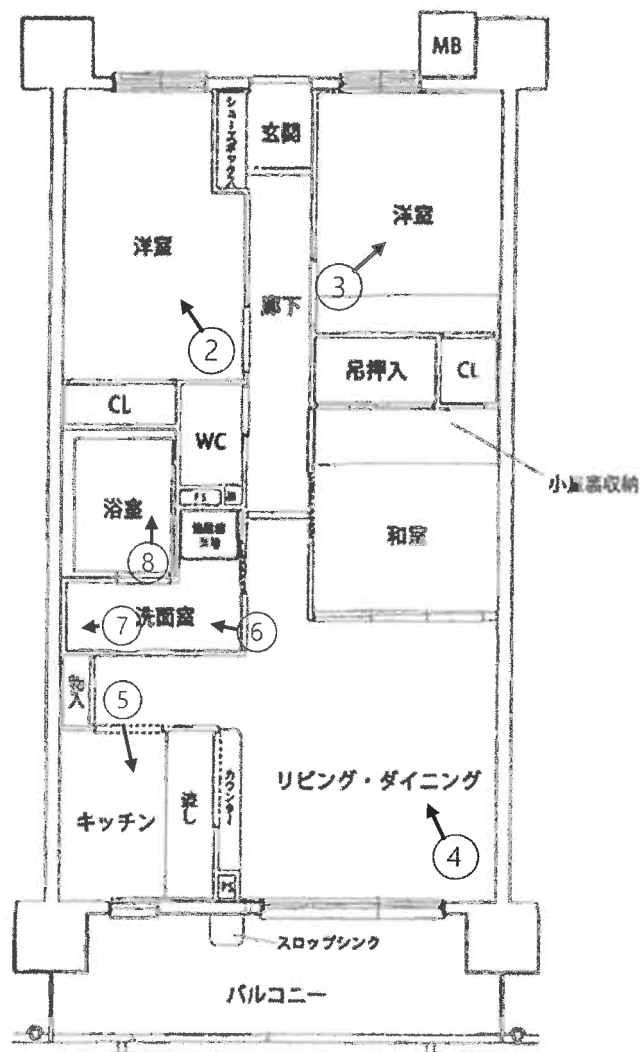
申請人

縮尺

1/1500

令和8年（又）第45号

間取略図



(←写真撮影場所・方向)

(7枚目)

①

目的建物の所在
する一棟の建物



②



③



④



(9枚目)

⑤



⑥



(10枚目)

7



8



(1 1 枚目)

屋根裏収納へ通じる階段

⑨



屋根裏収納内部

⑩



(12枚目)

令和8年（ヌ） 第45号

令和8年4月13日 現地調査

令和8年5月18日 評 価

大阪地方裁判所 第14民事部 御中

評 価 書

(敷地権(所有権)付マンション)

評価人 不動産鑑定士

北谷 奈穂子

第1 評価額

物件番号	評 価 額
物件1	金 11,770,000円

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。

したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の要因（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等を反映させた価格とする。

- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。

- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。

- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	(一棟の建物の表示) 所 在 建物の名称 (専有部分の建物の表示) 家 屋 番 号 建物の名称 種 類 構 造 床 面 積 (敷地権の目的である土地の表示) 土地の符号 所在及び地番 地 目 地 積 (敷地権の表示) 土地の符号 敷地権の種類 敷地権の割合	物件目録記載のとおり	同左
番号	特 記 事 項		
—	特にない		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等

位置・交通	阪神本線 千船駅 北東方 道路距離 約610m (別添「位置図」参照)	
付近の状況	一般住宅のほか、共同住宅等も見られる地域	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分	市街化区域
	用 途 地 域	準工業地域
	建 ぺ い 率	60%
	容 積 率	200%
	防 火 規 制	準防火地域
	その他の規制	航空法高さ制限「円錐表面」TP126～131m
画地条件	規 模	14, 826. 58㎡ (登記面積)
	形 状	不整形
	間口・奥行	間口約186m(西側)・奥行約93m (最長)
	高 低 差 等	概ね等高
接面道路の状況	西 側	幅員約7m舗装市道 (建築基準法第42条1項3号)
	北 側	幅員約6m舗装私道 (建築基準法非該当)
	東 側	幅員約7m舗装道路 (建築基準法第42条1項3号)
	接道状況	西側・北側道路に等高接面、東側道路には2m程度低位接面 (法面あり) ・三方路
土地の利用状況等	現 況	15階建の共同住宅の敷地
	東 側	河川管理道路
	西 側	市道
	南 側	通路を介して一般住宅等
	北 側	私道、駐車場等
供給処理施設	上 水 道	あり
	ガス配管	あり
	下 水 道	あり
	(注) 供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管 (以下、「施設管」という。) が通っており、通常の費用で敷地内への引込みが出来る状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引き込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	
土壌汚染等	目的土地及び分筆前土地の登記簿・閉鎖登記簿等からは個人・製作所・不動産会社の所有者名及び畑・宅地の登記簿地目が確認された。過去の住宅地図によると、確認できる昭和37年頃にはすでに製作所 (工場) の敷地として利用されていたが、平成13年に目的建物が建築れ、現在に至る。現在、対象物件を含め周囲に法令上の有害物質使用特定施設はない。また、対象地を含め周辺に土壌汚染対策法上の要措置区域等の指定や府条例の管理区域の指定はない。また、現地調査及びヒアリングからも特段の情報は得られなかった。しかしながら、目的土地及び周辺土地の利用履歴から、土壌汚染の可能性は排除できないと判断した。なお土壌汚染の有無及び内容について確実な情報を得るには、土壌汚染調査会社による正式な (専門) 調査を要する。	
特 記 事 項	特にない	

2 建物の概況

(1) 一棟の建物の概要

マンション名	キングマンション千船式番館	
建物の用途	共同住宅 総戸数153戸（居宅153戸） ※団地全体では521戸	
建築時期及び 経済的残存耐 用年数等	建築年月日 （登記記載） 平成13年3月26日新築	
	経過年数 約25年	
	経済的残存耐用年数 約15年	
構 造	鉄筋コンクリート造ルーフィング葺15階建	
仕 様	屋 根	アスファルトシングル葺
	外 壁	磁器質タイル貼
	その他	—
設 備 等	エレベーター2基、駐車場530台（機械式492台・平面38台、団地全体の台数、空きの有無は不明）、駐輪場、バイク置場、管理人室等	
建物の品等	普通程度	
管理の形態等	管理組合： キングマンション千船団地管理組合 管理方式： 委託管理 管理会社： 近鉄住宅管理株式会社 管理形態： 日勤	
管理の状況	普通程度	
特 記 事 項	・修繕積立金(令和8年2月28日現在) 4,375,850 円 ※団地全体 ・目的建物の建築時期・構造・用途等より、アスベスト含有建材使用の可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の有無等、詳細については専門調査機関による分析調査を要する。 ・検査済証あり ・式番館について改修計画は現在ない（令和8年3月に実施済）。	

(2) 専有部分の概要

構 造	鉄筋コンクリート造1階建	
位 置	15階 (2の1509号室) 開口部の方位：東向き (中間住戸)	
床 面 積	59.97㎡	
間 取 り	3LDK	
仕 様	天 井	ビニールクロス等
	床	フローリング、畳等
	内 壁	ビニールクロス等
	設 備	キッチン、洗面所、浴室、トイレ
	その他	小屋裏収納、床暖房
保 守 管 理 の 状 態	やや優れる。リフォーム後未使用と見られる (小屋裏収納内は経年相応)。	
管 理 費 等	管理費	9,600 円(月額)
	修繕積立金	11,510 円(月額)
	滞 納 額	あり (令和8年2月28日現在) 2,342,660 円(平成27年2月～令和7年4月分)
専有部分の 利用状況等	現況調査報告書記載のとおり。	
特 記 事 項	・設備等の稼働の状況を確認したものではない。	

第5 評価額算出の過程

本件においては、積算価格、比準価格及び収益価格をそれぞれ求め、試算価格を調整の上、評価額を後記のとおり決定した。

I 積算価格の試算

建物の価格に、敷地権価格を加算して、積算価格を試算した。

1 建物の価格

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて建物の価格を求めた。

再調達原価 (円/㎡)	専有面積 (㎡)	現価率	建物の価格 (円) (千円未満四捨五入)
ア	イ	ウ	エ(ア×イ×ウ)
350,000	59.97	0.28	5,877,000

イ 専有面積：登記面積による。

ウ 現価率

経過年数 約25年

経済的残存耐用年数 約15年

観察減価 30%

残価率 5%

耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を査定した。

$$\begin{aligned}\text{現価率} &= \{ \text{残価率} 5\% + (1 - 0.05) \times \text{経済的残存耐用年数} 15\text{年} / (\text{経過年数} 25\text{年} + \\ &\quad \text{経済的残存耐用年数} 15\text{年}) \} \times (1 - 0.3) \\ &= 0.28\end{aligned}$$

※観察減価は中古建物に係る市場の特性等を考慮して査定した。

2 敷地権価格

敷地権の目的である土地の敷地権価格を次のとおり求めた。

標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	敷地権割合 オ	敷地権価格 (円) (千円未満四捨五入) カ(ア×イ×ウ×エ×オ)
148,000	1.01	14,826.58	0.95	$\frac{6,300}{3,671,641}$	3,613,000

ア 標準画地価格 (公示価格等からの規準)

地価公示 大阪西淀川-9

公示価格等 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $140,000\text{円/㎡} \times 101.2/100 \times 100/101 \times 100/95 = 148,000\text{円/㎡}$

◇時点修正： 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：

接面・方位	規模	形状	その他	総合 (相乗積)
1.03 方位+3	1.00	0.98 台形-2	1.00	1.01

◇地域格差：

街路	接近	環境	行政	総合 (相乗積)
0.98 幅員-2	0.97 最寄駅距離-3	1.00	1.00	0.95

イ 個別格差：

接面・方位	規模	形状	その他	総合 (相乗積)
1.02 三方路+2	1.00	0.99 やや不整形-1	1.00	1.01

ウ 地積：登記面積による。

エ 建付減価：建物と敷地の状態等を考慮した。

オ 敷地権割合：登記上の敷地権割合による。

3 積算価格 (敷地権付建物の積算価格)

建物価格 (円) ア	敷地権価格 (円) イ	個別格差 (階層・位置・品等) ウ	積算価格 (円) (千円未満四捨五入) エ((ア+イ)×ウ)
5,877,000	3,613,000	1.10	10,439,000

ウ 個別格差：

階層	位置	品等程度	その他	総合 (相乗積)
1.10 15階/15階建	1.00 東向・中間住戸	1.00	1.00	1.10

Ⅱ 比準価格の試算

基準階の比準価格 (円/㎡) ア	個別格差 (階層・位置・品等程度) イ	専有面積 (㎡) ウ	比準価格 (円) (千円未満四捨五入) エ(ア×イ×ウ)
310,000	1.10	59.97	20,450,000

ア 基準階の比準価格

近隣地域・同一需給圏内の類似地域にある同類型の区分所有建物の取引事例等を収集分析し、各種補正及び価格形成要因の比較を行って、基準階の専有部分の1㎡あたりの比準価格を下記のとおり査定した。

(取引事例)

番 号	①	②
所 在	大阪市西淀川区佃1丁目	大阪市西淀川区佃1丁目
構 造	RC造	RC造
階	15F/15F	8F/15F
面 積	約60㎡	約60㎡
建築時期	平成13年3月	昭和62年2月
取引時点	令和7年4月	令和7年3月
取引形態	競売	競売
事例価格	280,000円/㎡	198,000円/㎡
その他	3LDK	2LDK

(比準表)

番号	事例価格 (円/㎡) ア	事情 補正 イ	時点 修正 ウ	標準化 補正 エ	地域品 等比較 オ	建物品 等比較 カ	試算価格 (円/㎡) (千円未満四捨五入)
①	280,000	$\frac{100}{87}$	$\frac{101}{100}$	$\frac{100}{94}$	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{100}$	346,000
②	198,000	$\frac{100}{100}$	$\frac{101}{100}$	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{90}$	$\frac{100}{81}$	274,000
事情補正：取引形態の種別、取引に介在する特殊事情等を考慮 時点修正：近隣地域の区分所有建物の価格推移の傾向を考慮 標準化補正：取引事例の階層、位置、形状等を考慮 地域品等比較：利便性や周辺利用の状況等を考慮 建物品等比較：建物グレード、築年数、保守管理状況等を考慮						基準階の比準価格 (円/㎡)	310,000

イ 個別格差

前ページの敷地権付建物の個別格差（I 3ウ）と同じ。

Ⅲ. DCF法による収益価格の試算

目的物件は賃貸借に供されている建物ではないが、その潜在的な収益力を把握するために、賃貸借を想定することにより、収益還元法を適用する。

目的物件を賃貸することにより分析期間中に得られるであろうと予測される正味純収益の現価の合計額に、分析期間末の正味復帰価格の現価を加算して、DCF法(Discounted Cash Flow法)による収益価格を以下のとおり査定した。

但し、当該物件に関する収集可能な資料には限界があり、更に競売による売却後の現実の賃貸借は、特定の当事者間の契約行為によるものであるので、必ずしも現行の賃貸条件に符合する内容が実現するものではない。

《 DCF法による価格査定表 》

5年間の 有効純収益 現価の合計	正味復帰価格の現価							収益価格
	6年目期末 有効純収益	最終還元 利回り	5年目期末 売却価格	売却費用 売却価格×5%	復帰価格 カ(エーオ)	複利 現価率 割引率 7.0%	正味復帰 価値現価 ク(カ×キ)	
	ア	ウ	エ(イ÷ウ)	オ	カ(エーオ)	キ	ク(カ×キ)	ケ(ア+ク)
5,526 千円 (44.0%)	1,348 千円	13.0%	10,369 千円	518 千円	9,851 千円	0.71299	7,024 千円 (56.0%)	12,550 千円 (100.0%)

ア・イ：分析期間中のキャッシュフロー表参照。

ウ 最終還元利回り： 後述の割引率を参考として対象物件の存する地域の特性及び社会・経済情勢等を考慮の上、上記のとおり査定した。

オ 複利現価率： 複利現価率に用いた割引率は、一般市場における収益物件の標準的な還元利回りを基準として査定した。

《 分析期間中のキャッシュフロー表 》

〔単位：千円〕

項目		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
ア 収入	支払賃料	1,680	1,680	1,680	1,680	1,680	1,680
	共益費収入	115	115	115	115	115	115
	駐車場収入	0	0	0	0	0	0
	その他収入	0	0	0	0	0	0
	可能総収益	1,795	1,795	1,795	1,795	1,795	1,795
	空室損失	△ 90	△ 90	△ 90	△ 90	△ 90	△ 90
	貸倒損失	0	0	0	0	0	0
	有効総収益	1,705	1,705	1,705	1,705	1,705	1,705
イ 支出	維持管理費	115	115	115	115	115	115
	修繕費	138	138	138	138	138	138
	公租公課	94	94	94	94	94	94
	損害保険料	10	10	10	10	10	10
	その他	0	0	0	0	0	0
	運営支出合計	357	357	357	357	357	357
	資本的支出	0	0	0	0	0	
	総費用合計	357	357	357	357	357	357
ウ 経費率 (運営支出／可能総収益)		20%	20%	20%	20%	20%	20%
エ 有効純収益		1,348	1,348	1,348	1,348	1,348	1,348
オ 複利現価率 (割引率7.0%)		0.93458	0.87344	0.81630	0.76290	0.71299	
カ 有効純収益の現価		1,260	1,177	1,100	1,028	961	

IV 評価額の決定

1 試算価格の調整

積算価格・比準価格・収益価格が下記のとおり算定された。

本件においては、市場の取引動向・実態等を考慮して、積算価格に10%、比準価格に80%、収益価格に10%のウェイト付けを施して、端数を整理の上、下記のとおり調整した。

	占有減価前 の試算価格(円) ア	占有減価 イ	試算価格(円) (千円未満四捨五入) ウ＝ア×イ
① 積 算 価 格	10,439,000	1.00	10,439,000
② 比 準 価 格	20,450,000	1.00	20,450,000
③ 収 益 価 格	—————		12,550,000
④ 調整後の価格	18,659,000		

イ 占有減価：

本件の場合は減価不要であり、1.00とした。

2 評価額の判定

調整後の価格に、市場性修正及び競売市場修正を施し、さらに滞納管理費等相当額の減価並びにその他の控除減価（敷金等）を考慮して評価額を求めた。

調整後の 価格(円) ア	市場性 修正 イ	競売市場 修 正 ウ	滞納管理費等 相当額の減価 エ	その他の控除 減価(敷金等) オ	評価額(円) (万円未満四捨五入) ア×イ×ウ×エ×オ
18,659,000	0.95	0.80	0.83	0	11,770,000

イ 市場性修正： 土壤汚染の存する可能性、アスベスト含有形成材の使用可能性が存することを考慮して減価を行った。

ウ 競売市場修正：「第2 評価の条件」欄記載の不動産競売市場の特殊性を考慮した。

エ 滞納管理費等相当額の減価： 代金納付に至るまでの管理費等の滞納相当額を割合的に控除した。

オ その他の控除減価(敷金等)：本物件においては特に控除すべきものはない。

第6 参考価格資料

1 地価公示 大阪西淀川-9

所 在 : 大阪市西淀川区佃1丁目252番1外「佃1-25-5」
価 格 : 140,000円/㎡
位 置 : 阪神本線 千船駅 北東方 約940m (道路距離)
価格時点 : 令和8年1月1日
地 積 : 195㎡
供給処理施設 : 水道, ガス, 下水
接面街路 : 南東 5m 市道
用途指定等 : 第1種住居地域 (建ぺい率80%, 容積率200%)、準防火地域
地域の概要 : 一般住宅の中に作業所も見られる住宅地域

2 固定資産税評価額 (令和7年度)

物件1 (家屋) : 5,214,000円
土地の符号 1 : 993,291,000円 (持分 : 6,300/3,671,641)

第7 附属資料

- 1 位置図
- 2 公図
- 3 地積測量図
- 4 建物図面
- 5 間取略図

以 上
(No. 26-17)

附 属 資 料

物 件 目 録

1 (一棟の建物の表示)

所 在 大阪市西淀川区佃一丁目1番地1

建物の名称 キングマンション千船式番館

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 佃一丁目1番1の2の1509

建物の名称 2の1509

種 類 居宅

構 造 鉄筋コンクリート造1階建

床 面 積 15階部分 59.97平方メートル

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 大阪市西淀川区佃一丁目1番1

地 目 宅地

地 積 14826.58平方メートル

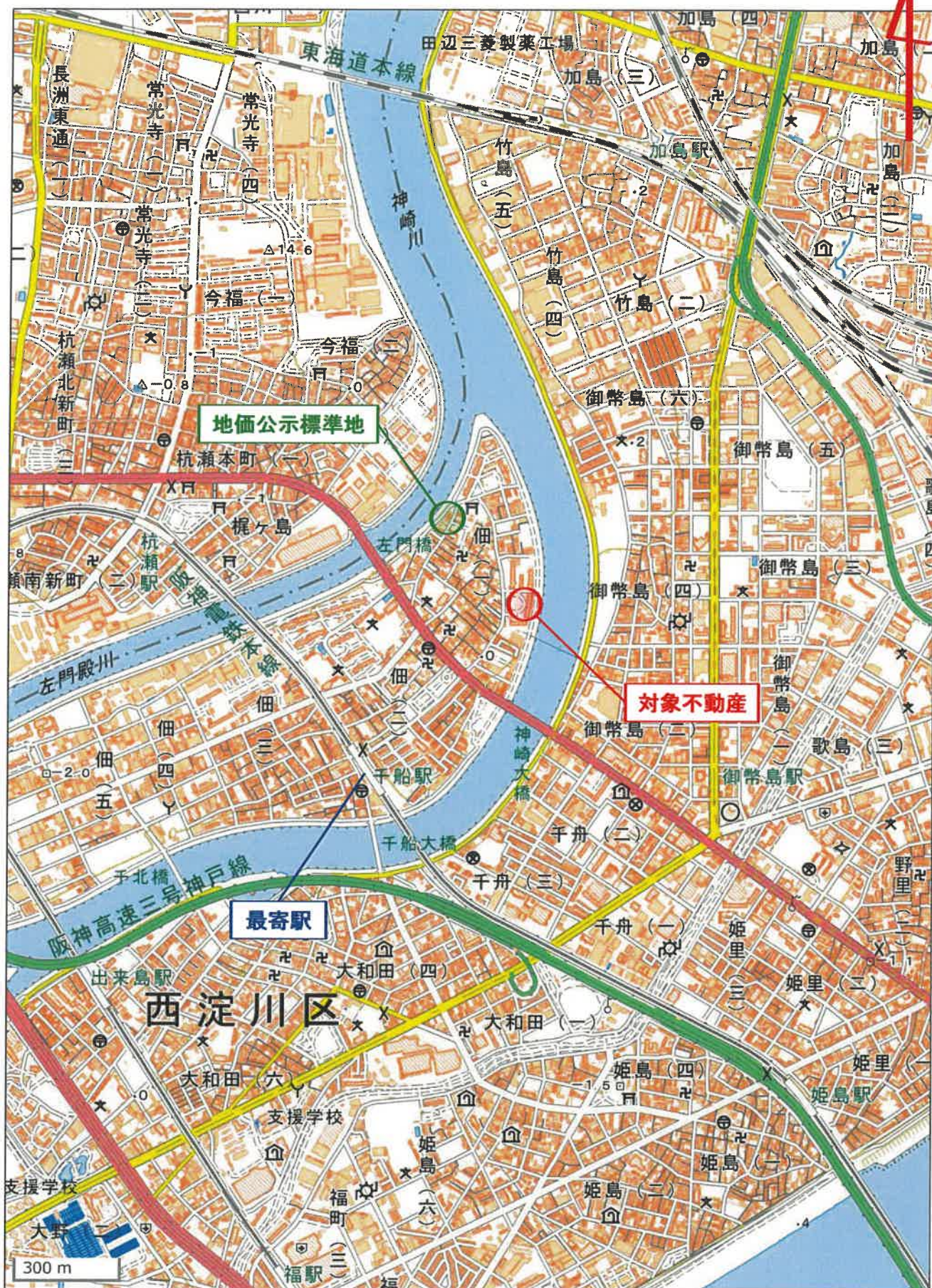
(敷地権の表示)

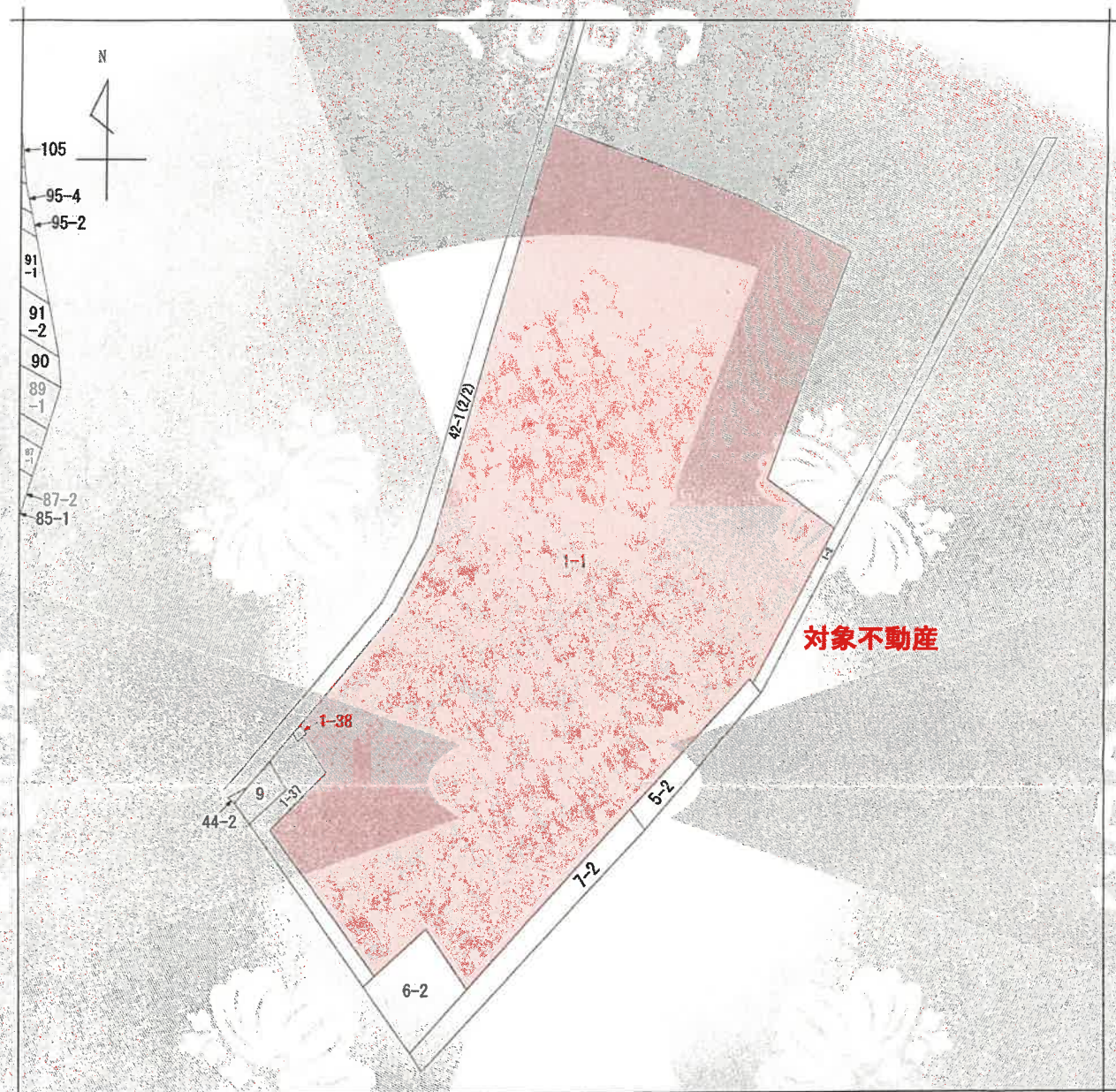
土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 3671641分の6300







(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	大阪市西淀川区佃一丁目				地番	1番1			
出力縮尺	縮尺不明	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日					備付年月日(原図)			補事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和8年2月3日
大阪法務局北出張所
登記官

請求番号：37-1
(1/1)

登記年月日：平成11年6月15日

202050

前1-1 後新

地積測量図

1/2 11.6.15

地番
A 1-1
B 1-37 C 1-38

土地の所在
大阪市西淀川区佃1丁目

11 6.15

これは図面に記載されている内容を基にした図面である。

令和8年2月3日

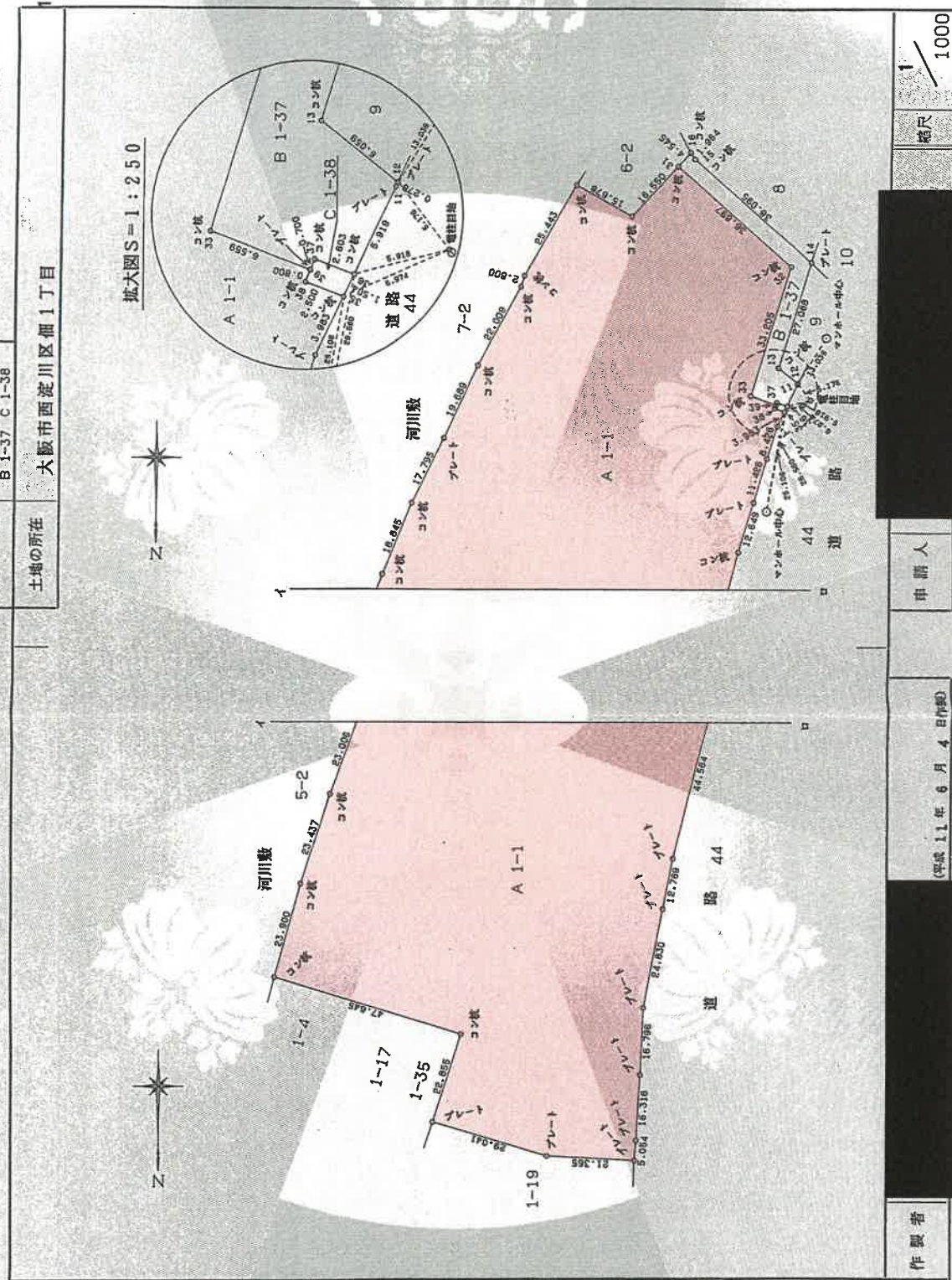
大阪法務局北出張所

登記官

附属資料No.3

地積測量図

A4判に縮小



作製者

(平成11年6月4日作成)

申請人

縮尺

1/1000

請求番号：37-2 (1/2)

A4判に縮小

1/2

72
38

地積測量図

地番 A 1-1
B 1-37 C 1-38

土地の所在 大阪市西淀川区佃1丁目

座標求積表

地番	NO	種別	X	Y	辺長	測線
B 1-37	11	(プレート)	475.787	496.980		
	12	(プレート)	475.528	496.878	0.278	11-12
	13	(コンクリート)	471.720	501.591	6.059	12-13
	14	(プレート)	445.723	493.981	27.068	13-14
	15	(コンクリート)	420.470	522.503	36.095	14-15
	16	(コンクリート)	418.811	523.555	1.964	15-16
	31	(コンクリート)	422.210	528.572	4.545	16-31
	32	(コンクリート)	446.669	498.947	36.897	31-32
	33	(コンクリート)	478.537	508.275	33.205	32-33
	37	(プレート)	480.882	502.149	6.559	33-37
	36	(コンクリート)	481.158	499.468	0.700	37-36
C 1-38	11	(プレート)	475.787	496.980	5.919	36-11
	借地積		696.702448			
	面積		348.3512240		地積	348.35
	35	(コンクリート)	482.523	500.100		
	36	(コンクリート)	481.158	498.468	1.504	35-36
	37	(コンクリート)	480.228	501.899	2.803	36-37
A 1-1	39	(プレート)	480.882	502.149	0.700	37-39
	38	(コンクリート)	481.829	502.435	0.800	38-39
	35	(コンクリート)	482.523	500.100	2.800	39-35
	借地積		7.656300		地積	3.82
		面積	3.8281500			
		公積	15178.7612760			
		合計	352.1793740			
		残積	14826.5819020			14826.58
		式	$A = 1/2 \Sigma (X_2 - X_1) (Y_1 + Y_2)$			

申請人

平成11年6月4日(作製)

作製者

(2/2)

請求番号: 37-2

登記年月日: 平成11年6月15日

202051

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。

令和8年2月3日 大阪法務局北出事務所

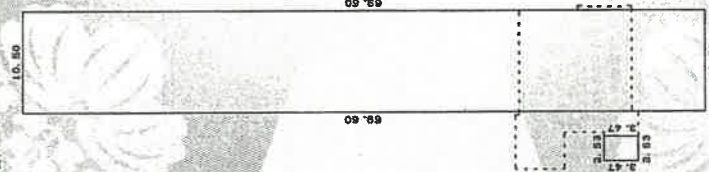
登記官

登記年月日：平成13年4月3日

239101 各階平面図

1-1-2-201, 1-1-2-202
1-1-2-204 ~ 1-1-2-211
1-1-2-301 ~ 1-1-2-311
1-1-2-401 ~ 1-1-2-411
3 ~ 15階 (各階同型階)
1-1-2-501 ~ 1-1-2-511
1-1-2-601 ~ 1-1-2-611
1-1-2-701 ~ 1-1-2-711
1-1-2-801 ~ 1-1-2-811
1-1-2-901 ~ 1-1-2-911
1-1-2-1001 ~ 1-1-2-1011
1-1-2-1101 ~ 1-1-2-1111
1-1-2-1201 ~ 1-1-2-1211
1-1-2-1301 ~ 1-1-2-1311
1-1-2-1401 ~ 1-1-2-1411
1-1-2-1501 ~ 1-1-2-1511

一棟の建物



求積表

69.80 X 10.50 = 730.8000
3.47 X 2.53 = 8.7791
合計 739.5791
床面積 739.57㎡

建物図面 各階平面図

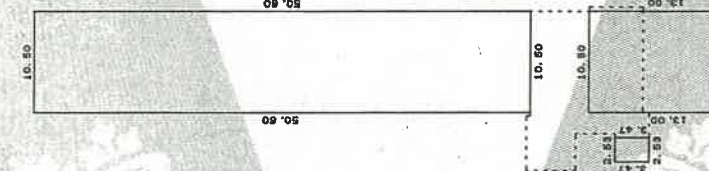
一棟

家屋番号
建物の所在
大阪市西淀川区佃一丁目1番地1

13.4.-3

2階

一棟の建物



求積表

50.60 X 10.50 = 531.3000
13.00 X 10.50 = 136.5000
3.47 X 2.53 = 8.7791
合計 676.5791
床面積 676.57㎡

作製者

縮尺 1/500

申請人

縮尺 1/500

A4判に縮小

建物図面 各階平面図

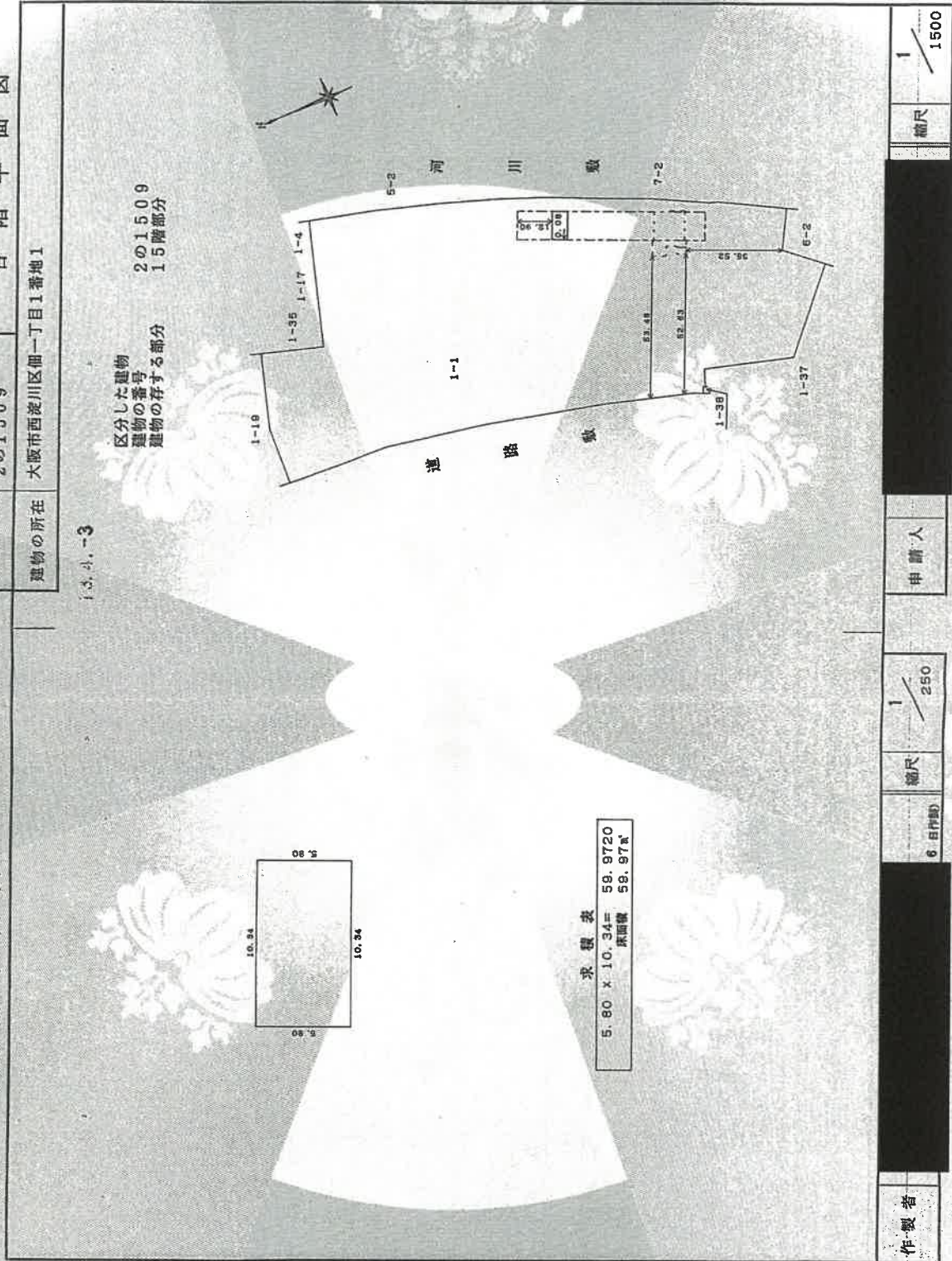
家屋番号 佃一丁目1番1の
2の1509

建物の所在 大阪市淀川区佃一丁目1番地1

1.3.4.-3

区分した建物
建物の番号
建物の存する部分
2の1509
15階部分

238949 各階平面図



登記年月日：平成13年4月3日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和8年2月3日 大阪法務局北出事務所

登記官

請求番号：37-3 (2/3)

登記年月日：平成13年4月3日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である
令和8年2月3日 大阪法務局北出張所

令和8年2月3日

大阪法務局北出張所

登記官

請求番号: 37-3 (3/3)

圖面
圖面
物平
階平
建各

239102 各階平面図

239102

考 證 題 材

棗

建築物の所在
大阪市西淀川区佃一丁目1番地1

13.4.-3
 1-1-2-10/ 1-1-2-30/ 1-1-2-202
 1-1-2-204/ 1-1-2-211
 1-1-2-40/ 1-1-2-411
 1-1-2-60/ 1-1-2-611
 1-1-2-80/ 1-1-2-811
 1-1-2-100/ 1-1-2-101
 1-1-2-120/ 1-1-2-121
 1-1-2-140/ 1-1-2-141
 1-1-2-160/ 1-1-2-161

一棟の建物

總

三

原 三 峰

我
積
求

0.43	x	5.50	=	2.3650
12.68	x	11.50	=	145.8200
5.65	x	0.38	=	2.1470
3.80	x	4.67	=	17.7460
2.95	x	3.47	=	10.2365
2.18	x	0.68	=	1.4824
合計				178.7969
煉銅製				178.79m

著者 戴作

6 日(作)

500	縮尺
-----	----

申請人

總尺

1500

